

## 7/10 第 12 回被ばく労働問題関連省庁交渉のメモ

### 1. 福島第一原発における事故収束作業に従事する作業員の労働条件の確保と待遇改善、偽装請負、労働法令違反の摘発と是正について

- (1) 福島第一原発の作業員からの労働法令違反等の相談、申告件数を把握し、明らかにすること。
- (2) 監督機関による労働法令違反の指導監督等の件、書類送検件数及びそれらの内訳を把握し、明らかにすること。
- (3) 長時間にわたる違法な有害作業、偽装請負、違法派遣、賃金未払い等の労働法令違反を徹底して取り締まり、是正指導すること。
- (4) 今年 4 月から広野町に富岡労働金監督署広野町臨時事務所が開設され、原則として毎週水曜日の午前 10 時から午後 3 時まで窓口業務を行っている。同署臨時事務所の業務内容、労働相談や申告事案等への対応状況について明らかにすること。

#### 【厚労省監督課】

- (1) 申告件数をとりまとめて公表は考えていない。
- (2) 送検件数は鉛カバーの 1 件
- (3) 法令違反は是正指導する。
- (4) 広野町の臨時事務所は、各種届出の受理や労働条件の相談の対応、労基署の窓口業務全般を行っている。

#### 【厚労省需給調整】

福島第一原発の労働者からの申告件数は公表していない。労働者派遣法違反は、悪質違反の事業者は行政処分。平成 25 年度、違法派遣の処分は 1 件。関係法令違反事案を指導監督する。

#### 【経産省資源エネ庁】

東電の就労実態のアンケート結果からも改善されていない。国の窓口のほか、東電は複数の相談窓口のチャンネルを設けている。130 件程度の相談を受けている。第三者の弁護士の窓口、企業倫理の窓口も設置。偽装請負の認知度について、2 年前は 20 数%、昨年アンケートでは講習をうけて理解した人が 98%。依然として偽装請負の疑いがあるのは 2 割程度。

### 2. 福島第一原発の労災防止、安全衛生体制、救急医療体制の確立について

今年 3 月 28 日、貯蔵庫施設の基礎杭補修工事でハツリ作業をしていた労働者がコンクリートと土砂が崩壊し下敷きとなって死亡した。東電の 2013 年度「福島第一原発における作業災害発生状況」によれば、震災後、死亡災害が初めて発生し、災害発生件数も増加(32 人)している。

る。昨年来、汚染水処理対策を優先するあまり、作業員が高濃度の汚染水で被ばくし、場当たりの事故処理対応で工事の現場監督、安全確保、災害防止、被ばく防護対策がなおざりにされている。

(1) 3・28 の死亡災害の原因を明らかにし、東電、元請事業者及び下請事業者に対して行った監督指導及び処分等の内容を明らかにすること。

(2) 東電は 2013 年度作業災害一覧表を公表している。

① 厚労省は東電からこのような災害発生報告を定期的に受けているのか明らかにすること。

② 3・11 事故発生以来、福島第一原発で発生した労働災害の労働者死傷病報告の件数及びその内容、労災請求の件数とその内容及び業務上外の決定について明らかにすること。

③ 東電が公表している作業災害と前記②で厚労省が把握した事案と照合し、死傷病報告書の届出や労災保険請求の有無、内容について確認すること。

(3) 東電、協力会社、下請事業者で構成する安全衛生推進機関を設置し、安全パトロールや災害防止活動、安全衛生教育を徹底するよう指導すること。平成 23 年 12 月 22 日付け安全衛生部長通達で、東電及び元請事業者に安全衛生協議会組織の設置を要請し、福島第一原発では連絡協議会を設置して安全管理を行っているとのことだが、その名称及び構成、活動内容等を明らかにすること。

(4) 放射線防護教育について

① 東電が J ヴィレッジで実施している放射線防護教育の実態(教育内容、テキスト)を厚労省は把握しているのか明らかにすること。

② 東電に対し事故収束作業従事者への安全衛生教育、放射線防護に関する教育を徹底するよう指導すること。

(5) 熱中症対策について

東電は作業員の熱中症予防対策として WBGT 値の活用、クールベットの着用推進等をあげている。それだけでなく熱中症予防対策には、作業時間の規制、適切な休息、休憩時間の確保等が必要と考える。熱中症予防対策を徹底するよう指導すること。

(6) 昨年 11 月から 4 号機使用済み燃料プールからの燃料取り出しが始まっているが、燃料棒の破損等、不測の事態が生じたとき、当該作業従事者及び周囲で作業する労働者は高線量被ばくするリスクが高い。災害発生時における退避方法、退避計画、被ばく防護措置等を策定し、労働者に周知徹底すること。

(7) 3・28 死亡災害では、14:20 災害発生から被災者が救出され、救急医務室(ER)への搬送・サーバイを受け、救急車でいわき市の病院に搬送されるまで約 2 時間以上かかっている。これまでも福島第一原発から被災者をドクターヘリや救急車が出動したことが確認されている。福島第一原発における救命救急医療体制を整備し、ドクターヘリ等による搬送体制を強化すること。

#### 【厚労省安全課】

(1) 現在、所轄の労基署で調査中。指導の有無、内容は個別の事業場の情報のため控える。

(2)①～③ 福島第一原発で災害が発生した場合、災害調査、東電からの情報によって災害情報を把握。当該労働者の事業者から所轄の労基署に死傷病報告書が提出される。これについてもその内容の公表は控える。

【厚労省労災補償課】(2)②平成 23 年度は 48 件、24 年度は 26 件、25 年度は 31 件、26 年度 6 月末時点では 19 件、合計 124 件。災害内容は転倒、つまずき、飛来、交通事故による負傷が発生している。支給決定件数は平成 23 年度は 41 件、24 年度は 27 件、25 年度は 27 件、26 年度 6 月末時点で 10 件、合計 105 件。

(2)③東京電力が発表している福島第一原発での災害件数は平成 25 年度末時点で 131 件。東京電力の作業災害一覧表に記載されている災害発生日、災害概要、災害の種類、災害の種類及び負傷の程度だけでは療養の有無等が必ずしも明らかではない。東電の発表と厚労省が把握している労災請求の事案の数とは一致しない。

(3)東電及び元請業者で構成する災害復旧安全推進連絡会議を設置し、災害事例などの再発防止対策を周知。各現場でも建設業における統括安全衛生管理体制で必要な情報共有がなされている。

【厚労省労働衛生課】(4)①、②所轄の労基署で東電に対し作業内容に応じて作業者の安全や衛生確保するための必要な内容を教育すること、協力企業が教育を実施する場合には、適切な実施に必要な場所や資料の提供を行うこと、その実施状況を把握するよう指導している。平成 23 年 12 月 22 日の通達に基づいて関係請負人が行う安全衛生教育に対する東京が行っている援助指導等の実施状況について 4 半期ごとに 1 回、所轄の労基署に提出を求めている。労基署も定期的に継続的に立ち入り調査をし、これらの実施状況について把握し必要な指導している。

(5)事故発生直後から本省から直接東電宛てに文書を発出し作業時間の短縮、水分塩分の定期的摂取、労働者の健康状態の確認等による熱中症予防対策の徹底を指導。一定以上の被ばくが想定される作業、1 日の被ばく線量が 1mSv を超える恐れのある作業は、元請事業者に対し事前に作業届の提出を求めている。休憩場所の記載、当該作業における熱中症対策の具体的な措置について記載させている。

(6)毎月 1 回全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催を指導。協議事項として事故発生時の避難、その他の措置についても協議するよう指導。作業届においても、事故発生時の退避時の措置の記載を求めている。それらによって避難箇所、避難経路の資料を確認。これらに基づき事故発生時の適切な措置を指導。

【厚労省医政局】(7)ドクターヘリの実施主体は福島県立医大付属病院。運航は日本航空。福島第一原発で事故発生した際、3 キロ先の郡山海岸にランディングポイントを設けて搬送することになっている。現在、ドクターヘリによる速やかな搬送体制は整っていることを確認している。

【経産省資源エネ庁】(3)東京電力と毎週、毎月会議をおこなって必要な指導をしている。東電と元請各社 34 社(プラントメーカー、ゼネコン)、毎週 1 回集まって作業安全の管理、放射

線管理、防火管理を協議、作業工程の確認、事故時の応急対応、再発防止策の水平展開に関してやっている。作業安全では、それ以外には毎日夕方に全体会議を開催、東電社員も参加して災害発生事例を報告し対応策を周知徹底している。KYとかも実施している。

### 3. 緊急作業従事者の初期内部被ばく測定と評価について

厚労省は2013年7月5日、「東京電力福島第一原発緊急従事者の被災者線量の再評価」を行った。東電の元請事業者との内部被ばく評価方法にかい離があったため、修正を指導した。だが東電は、線量は各企業が行うことで他者の内部事情は知らないという対応だった。

さらに厚労省は、2014年3月25日は、緊急作業従事者の内部被ばく線量の追加評価を実施し、「ヨウ素131の推定及び加算を実施するよう東電を指導した」という。

一方国連科学委員会は、2014年4月2日に最終報告書を発表し、事故直後に働いていた関連企業の作業員の内部被ばく線量が過少評価されて信頼性を確認できなかったと指摘している。

- (1) 東電、協力企業による緊急作業従事者の初期内部被ばく測定がズサンで、その評価にも問題があった。厚労省の検証も不十分で2度にわたり評価の修正を指導せざるを得なかった。改めて緊急作業従事者の初期被ばく評価に関する東電への指導内容と経緯を明らかにすること。国連科学委員会の最終報告における前述の指摘に関して、国の考えを明らかにすること。
- (2) 緊急作業従事者の初期の行動記録を収集、保存し、初期内部被ばく線量の評価を補正すること。

【厚労省放射線室】(1) 被ばく状況に応じた評価方法が複数存在するということや、福島第一原発緊急作業においては放射性物質をいつ摂取したかという基本的情報が欠如するという不確実性が存在した。合理的な範囲内でその中で安全側にたった保守的な評価できるよう、内部被ばくの評価法を可能な限り統一した。1回目の再評価は2013年7月に公表、協力企業と東電の評価結果にかい離があるものがあつた。その妥当性を確認し、放射性物質の摂取日、測定と測定の間でとるのか、事故日の一番前の日にするのか、摂取日を統一すること、慢性摂取にするのか、急性摂取にするのかといった摂取シナリオも統一を図った。2014年3月の追加再評価に関しては、疫学調査の実施に向けて詳細な内部被ばく測定値計算過程等を検証していた際に標準手法にはない評価が発覚した。先の7月の再評価の対象者を除く、全ての緊急作業従事者の平成23年3月、4月の内部被ばくデータを精査し、詳細な計算過程を統一した。これら2回によって内部被ばくの線量の修正を指導した。

(2) 内部被ばくが認められた作業従事者の行動記録は確認している。東電に対し作業従事者の行動記録を保存するよう指導。最も安全側に立った保守的な評価。補正する必要はない。

#### 4. 緊急作業時の法整備と組織態勢等のあり方について

福島第一原発の吉田昌郎所長の調書(以下、「吉田調書」という)に関する報道が注目を集めている。「吉田調書」によれば、2011年3月15日午前6時過ぎ、福島第一原発の東電社員670名は福島第二原発に撤退した。

3・11のような重大事故による炉心溶融と高線量放射能被ばくという緊急事態に直面したとき、だれが原発をとめ、救命活動に従事するのか。一方で労働安全衛生法第25条は、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。」と定めている。

また原子力規制庁設置法成立(2012年6月20日)の参議院の付帯決議には、「政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について、米国のFEMA(連邦緊急事態管理庁)なども参考に抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

- (1) 原子力規制委員会は、福島第一原発事故を教訓化するため、「吉田調書」を入手し、国民に公表するよう政府に勧告すること。
- (2) 原子力規制委員会は、2012年1月の放射線審議会基本部会第二次中間報告でも指摘されていたように、緊急作業従事者の要件や緊急時被ばく線量限度等に関する必要な法整備と組織態勢のあり方について、調査、検討を行うこと。
- (3) 緊急作業時において自衛隊及び消防隊が救命活動等で介入するときの要件、緊急時被ばくの線量限度に関して明らかにすること。

#### 【規制庁総務課】

(1) 「吉田調書」は政府の事故調査委員会が独立した立場から関係者からヒヤリングをしてまとめたもの。提言をふまえ原子力規制委員会では様々な対応をしている。引き続きやっていくことが重要。

#### 【規制庁規制部企画課】

(2) 平成23年1月、放射線審議会基本部会の第二次中間報告の「緊急作業について」、100mSvが妥当か、緊急作業従事者の要件について、例えば健康リスクを理解してもらうとか、訓練を受けたものとかという提言がされた。規制庁としても緊急作業のときの放射線の線量がどれぐらいか、作業従事者のリスクの受入れについて考えることはとても重要だと思っている。実際に必要な法整備等については、国際機関とか関係省庁、関係機関等と話をし、今後検討していく必要がある。

【総務省消防庁】今年3月、消防活動対策マニュアルを示した。現状の電離則等、現行の規定、人命救助等の緊急時活動は100mSv、繰り返し活動行う場合は決められた5年間の線量は100mSv以下。任意の1年に50mSvを超えるべきではないと記載。但し、消防庁の立場としては、不要な被ばくを避けるように活動することが肝要。

【防衛省】 緊急時の被ばく線量の限度は一般職の国家公務員の線量限度を準用し 100mSv を設定。緊急活動で自衛隊が介入する要件を原子力災害対処計画で規定。通常活動の被ばく線量限度は年間 50mSv が上限。人命救助等の緊急時は現場の部隊の指揮官がいてやむを得ないと判断した場合、被ばく線量限度は 5 年間で 100mSv を超えない。

【交渉団】 原子力規制庁の森本次長は検討しなければいけない」と明言。それを受けて今日の回答にもなった。早急に関係省庁集めて法整備の具体化に取り組むべきだ。

【規制庁企画課】 検討が必要とは認識している。これから関係省庁とか国際機関と調整を進めていく必要がある。まだ具体的なことは決まっていない。

【交渉団】 国際機関とは？

【規制庁企画課】 ICPR、IAEA とか

【交渉団】 秋には再稼働させようとしている。悠長なことは言っていない。具体的なスケジュールを含めて次回示すべきだ。

【規制庁企画課】 関係者との調整が必要。規制庁の中では私が担当。放射線審議会を担当している部署とも話して今後の検討がどうあるべきかを調整する。

【総務庁消防庁】 100mSv を超えた隊員はいない。健康管理は消防庁の予算で当時活動した 260 名を対象に健康管理の予算要求をしている。

【防衛省】 自衛隊は 100mSv を超えた隊員はいない。福島第一原発構内にはったのは 100 数十名。今回、福島第一原発構内で活動した隊員は年 1 回の特別健康診断、退職時にも健康管理手帳を配布してその後の健康診断、健康相談を無料で実施しているよう措置している。

【交渉団】 自衛官は指揮官が行けと言えれば行かなければならない。100mSv 超えていれば行かなくてもいいとはいえないのでは。

【防衛省】 規定上は 100mSv となっている。100mSv を完全に超えているところであれば、いけないという判断も出てくる。

## 5. 福島第一原発緊急作業従事者の長期的健康管理制度と疫学的研究について

厚労省では、福島第一原発の緊急作業従事者約 2 万人に対し、被ばく線量や作業歴、健康情報等を登録するデータベースを構築し、長期健康管理を行っている。また今年 6 月 4 日、「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方」に関する報告書を発表し、今後、緊急作業従事者約 2 万人に対して生涯追跡調査を行い疫学的研究に取り組むこととしている。

- (1) 緊急作業従事者の長期的健康管理制度の現在までの実施状況について明らかにすること。
- (2) 「緊急作業従事者の健康の保持増進のための指針」の見直し、すべての事故収束作業員に対して長期的健康管理を行うこと。

- (3) 2014 年度における疫学研究に関する調査に関して具体的に説明すること。
- (4) 緊急作業従事者の疫学的研究のために集積されたデータや情報を開示し、外部の専門家等にも解析結果を検証できるような措置を講じること。

**【厚労省放射線対策室】**

(1) ①緊急作業従事者 19,346 人のうち 18,870 人に対して登録証、727 人に対して被ばく線量等記録手帳を発行。②健康診断等のデータベース登録状況は、特殊健康診断が 87.2%、一般健康診断が 72%。③50mSv 超の白内障に関する眼の検査は 70.9%、がん健診は 98.2%。(2平成 23 年 12 月 16 日以降に作業に従事した労働者には他の原子力発電所と同様に法令に基づいた事業者が実施する年 2 回の特殊健康診断、一般健康診断とで健康確保を図っている。

(3) 平成 27 年度から本格的に実施する疫学研究にそなえて、今現在、緊急作業従事者の調査対象の内の 1 割、全体が約 2 万人の 2 千人を抽出し、平成 27 年度からの疫学研究と同様の方法と内容により調査を実施することにより緊急作業従事者の有病率等の本格的研究計画の策定に必要なデータを得ることとしている。2 千人を抽出するに当たっては、本格研究実施時のベースラインとして使用可能となるように配慮していく。

(4) 今回の疫学研究は倫理指針により対象者から同意を得られた研究機関のみ個人情報を取り扱うことと考えている。

**【交渉団】** ①緊急作業従事者にとってこの研究はどのような有益性があるのか、②報告書の随所に「すべき」との表現があるが、緊急作業者にとってではないとすれば誰のものか、③緊急作業者全員に被ばく者手帳のようなものを発行して、どこの医療機関でも無料で健診、治療が受けられるような制度を作るべきだ、④調査対象者が協力するための経費はどうするのか。

**【厚労省】**①対象者に保健指導、健康診断、精密検査の受診勧奨をすることになっている。何らかの形で有所見者はフォローアップを予定。②研究者が「すべきである」ということで統一されている。③元々医学研究であるため健康管理のために行うものではない。精度管理もあり特定の病院で受けていただくことになるが、詳細については研究班これから検討していく。④検査費用、一定の旅費は負担ができる方向で検討。

**【交渉団】** UNSCER の中では、ヨウ素 133 の短半減核種の評価が不十分なので、東電の評価は 20%過小評価であると要約版で明示されている。ハッキリと公表した方がよい。甲状腺の疫学研究は大阪大学を中心としてすでに実施されているが、緊急作業者の疫学研究の枠組みとどういう関連があるのか。この疫学研究の全体的な枠組みでは第三者委員会を設けることになっている。疫学調査の有益性を労働者に説明する点からしても第三者委員会における労働組合の代表者が参加すべきだ。

**【厚労省】**ヨウ素 133 は技術的問題。UNSCEAR なかでも相当議論があった。要約版には under estimate という言葉があったが報告書が公表された時にはなくなっている。日本の専門家から聞いていることは、摂取日を初日に戻すという極めて保守的な評価をする。これで場合によっては 50~60%大きな数字が出る。いくつかの試算をしている。UNSCER も我われのや

った試算を出してほぼ全ケースで我われの方が大きかった。そのラインで UNSCER には説明をしている。

【厚労省放射線対策室】 2014 年の甲状腺の疫学研究については、H25 年度に調査が終了しており、現在分析中。H26 年度の後半から新しい疫学研究を始める。当然その結果をふまえて研究結果を含めていくことになる。第 3 者委員会については、5 年間の研究を検証することを目的とした委員会。第 3 者委員会の構成については、幅広くいろんな方に入っただけのように検討はしたいが、現時点で設置されているものではない。

【交渉団】 福島第一原発の状況が変わってきている。汚染水処理対策がかなり深刻な問題となり、作業が増え、被ばく線量も高くなっている。専門検討会をひらいて状況認識を突き合わせて、見直しが必要なのではないかという検討をやるべきだ。

【厚労省放射線対策室】 一般論としては再検討する場はありうる。新たな知見がそろったときにやるのが基本。

【交渉団】 東電のたくさん被ばくした 12 人については JAEA とか放医研が協力して内部被ばくを検討。東電の 12 人以外の労働者、協力会社の労働者の内部被ばくはどうなっているのか。

【厚労省】 測定値が全く同じなのに評価がバラつくのはいかなものかということがあった。これについては保守的などところで再評価をした。

## 6. 放射線障害の労災認定と損害賠償について

厚労省は、これまで放射線障害で労災認定された件数や疾病名等に関して極めて限られた情報しか公開していない。

- (1) 年度別、疾病別、労基署別の認定件数と累積被ばく線量、作業内容等に関する情報を公開すること。
- (2) 福島第一原発事故収束作業にかかわる放射線障害の労災請求事案の件数及び傷病名を明らかにすること。
- (3) 福島第一原発事故収束作業にかかわる放射線障害等による損害に対し、東電による賠償が行われた事例等に関する情報を明らかにすること。

### 【厚労省補償課】

(1) 年度別、疾病別の認定件数は公開したが、労基署別、累積線量、作業内容は特定の個人が識別されるおそれがあり公開は困難。

(2) 平成 26 年 6 月末現在、電離放射線が原因として労災請求件数は 8 件、3 件は半長靴で汚染水につかったが治療を要する症状がなかった。5 件はがん。

### 【文科省】

(3) 原子力損害賠償審査会、東電との間で紛争が発生したとき和解の仲裁を原子力損害賠償紛争解決センターを担当している。ADR センターでは本件に関するような事例の申立ては

現在確認できていない。和解が成立したものは必要に応じて和解実例として HP で公表している。こうした事案があれば本人の同意を得て必要に応じて公表する。

【交渉団】平成 23 年の発表以後の事例について、疾病と累積被ばく線量の情報を公表すべきだ。

【厚労省】持ち帰って検討して阿部事務所に回答することにする。

【交渉団】がんで労災請求された 5 件の処分内容はどうなっているのか。2 件は不支給処分、1 件は取り下げ、2 件は調査中。

## 7. 被ばく線量の低減化と事故収束作業における労働者、技術者等の確保について

東電は事故収束作業に従事する労働者の被ばく実績について、「ほとんどの労働者は 100mSv に対して余裕がある状況」であり、2013 年度の月平均被ばく線量は約 1mSv で安定し、「大半の作業員の被ばく線量は線量限度に対し大きく余裕のある状況であり、その後も放射線作業に従事可能なレベルである。」と発表している。しかしこの東電は意図的に事故収束作業員の被ばく状況を過小評価している。

3・11 事故前は、年間平均被ばく線量が約 1mSv だった。それに比して 3・11 後の福島第一原発の月平均被ばく線量は 1mSv だ。このように 10 倍以上もの高い被ばく状況が続くならば、作業員に深刻な健康影響を与えずにはおかない。

- (1) 現在の事故収束作業に従事する労働者の被ばく線量を早急に 3・11 事故前のレベルにするよう、早急に被ばく低減化計画を策定し取り組むこと。
- (2) 東電は継続的に「作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握」を報告しているが、国の責務として、将来にわたる事故収束、廃炉に必要な労働者、技術者等を養成し、確保しなければならない。その見通しと具体的な計画について明らかにすること。

【厚労省安全課】(1) 1 日 1mSv 超える被ばくのおそれがある作業は作業届で書面審査。それ以外は現地で個別指導。

【経産省資源エネ庁】東電は線量低減計画を策定している。福島第一原発は規制庁から特定原子力施設とされており、実施計画を規定している。敷地内線量を低減するために多くの作業員が滞在するエリアから作業を行っているエリアから順次除染を実施。2015 年度をめどに 1 時間あたり平均 5 $\mu$ Sv が目標。東電が規制庁に提出している実施計画のなかの低減化計画の実施方針には、最終的には事故前の状況に近づけていくことが明記されている。1 号機～4 号機の周辺は、原子力建屋の上部のがれき撤去、高線量の設備の撤去、工程に基づいて線量低減を進めていく。

(2) 今現在は 1 日に 4 千人～5 千人の作業員が働いている。1 年前は 3 千人程度で推移。汚染水問題の対策で増えている。具体的な方策として、協力会社に対し、作業ごとの被ばく線量レベルに基づいた必要な作業員の配置、変更、作業員の負担軽減のための作業環境の改善、

被ばくの低減、労働条件の問題の専用窓口での対応、放射線防護の研修を継続的に行うことをしている。東電は毎月、翌月の作業に必要な作業員数を総計して主要な元請会社に確認している。中長的にみると、高線量の原子炉建屋内の作業や燃料のデブリの取り出し等が発生する。今後は遠隔操作の機器、装置の技術開発が必要になってくる。これから中長期どれぐらい必要になってくるか、ロードマップを改定して見直しを実施する。また厚生面で休憩場、事務所、給食センターも建設中。賃金等の処遇面での改善も重要。まだ増えた分が行きわたっていないという指摘がある。昨年 11 月、労務費の割増分、1 万円から 2 万円へと言われているもの。敷地内ではいろんなエリアがあり作業内容も多岐にわたる。一律に労務費をあげるわけではなく装備がどうかいったものをしているかとか、いくつか段階をへて底上げをしていくことになっている。昨年の 12 月分の発注分から開始。東電から元請会社に請負契約を結ぶ。元請会社の工事が終わった完了した段階で支払がある。12 月以降に発注をして契約した工事はすでに完了して支払っているものもある。但し完了しておらず、割増分も行きわたっていない工事も結構ある。東電は作業員のモチベーションを高めるために確実に作業員に行きわたっているか確認をすることになっている。東電は元請会社との契約するときに付帯条項をつけ、見積もりに具体的な下請会社、作業員に行きわたるような施策をつくること、さらには検証することをすべての契約に入れている。東電は発注者側としても、それを実査で検証していることもやっている。いますべての元請会社に個別にヒヤリングをして確認している状況。全ての作業員に一律に行きわたっていないのは確かだが、工事が完了し、次の工事を発注してくなかで徐々に行きわたっていくことを確認する必要がある。雇用側からのチェックと実際に作業員のアンケートに次回から設問を新しく作る雇用者側、作業員側から双方から地道に確認していく。

**【交渉団】** 安藤、ハザマの件で、労基法第 36 条違反で是正勧告を受けた。30 歳代の溶接工 2 名から相談があった。フランジ型タンクから溶接型タンクへの切り替えで福島第一に入った。相談内容は最大で 12 時間 55 分の有害労働。休日をはさんで連続 13 日間の就業強制。午前、午後の休憩がないために労働者が現場で失禁をしていた。1 月～2 月の APD の記録表を見ると違法状態が一目瞭然。入構時に APD をつけて退域手続時に APD を返す。その受け取りは東電社員がやり元請もしている。労働法違反状態も分かるし、どの程度被ばくしたかもわかる。この記録表の管理と活用が重要だ。

**【交渉団放射線対策室】** 安全衛生法では電離則で雇用事業主に放射線の管理義務を課している。法令上はそれぞれの事業者には線量管理の義務がある。現実問題としては東電が一括して線量管理を行っている。貸し出す時と回収するときに線量を電子的に把握するシステムになっている。データは東電が管理し元請にもわたしている。

**【交渉団】** 相談にきた 2 名だけが有害作業の労基法違反ではなく、全体が違反労働。本来この記録は東電が管理していて元請も知っている。

**【厚生省放射線対策室】** 線量管理は、入退域管理棟に入った時借りて、出る時に返す。労働時間とイコールではない。休憩時間も含まれる。APD の管理記録だけで危険有害業務の労働時間がわかるようにはなっていない。

【交渉団】 安藤ハザマの件では、昼休みは 30 分、現場から休憩室まで車で 15 分かかる。実質上休憩は 30 分。午前と午後の休憩はなかった。だから失禁した。APD の記録で最大の人 は 13 時間 33 分。

【厚労省監督】 入退城棟はいま構外に立っていて、休憩のときに一旦返すことにはなっていない。いつ入って出たかしかない。労働時間が何時間なのかは APD の記録だけでは分からない。

【厚労省監督課】 危険有害業務は通常の労働時間に加えて 2 時間まで。申告があればその会社を確認する。福島第一原発内を定期的に立入り調査している。

【交渉団】 毎日立入り調査しているわけではない。10 時間以上の危険有害業務が蔓延し、雇用契約書の雇用主と異なる業者に雇われている実態がある。

【交渉団】 富岡労基署の相談パンフレットに「絶対秘密にしますと」書いてほしい。一般の工事現場では発注者、請負業者の社名が掲示してある。福島第一原発の中の工事でも企業名を公表して、資格者を特定できるようなシステムを作るべきだ。労働者が、偽装請負がわかるような工夫をすべき。」

【経産省資源エネ庁】 全ての末次の下請会社まで網羅した施工体系図を、工程管理している部署はもっている。現在は施工体系図をすべての作業部署について提出することになっている。作業員が労働関係法令に違反しているかどうか認識、労働契約の明示、労働時間等、作業員が労働安全衛生法、労働基準法の理解を勧めることが重要。休憩所にも広く周知している。

【交渉団】 集団線量は今後起きる健康影響のバロメーター。集団線量に比例してがんや白血病が起きる。全体の被害は確実に増えている。政府、東電としてそうした作業を必要悪としてさせているということを認識すべきだ。国は健康影響に責任を持っていない。「収束宣言」以後に入った作業員も入れて 3 万 5 千人をデータベースに入れるべきだ。